

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

みんなのあんしん

介護保険

わかりやすい利用の手引き

令和6年4月
改訂版



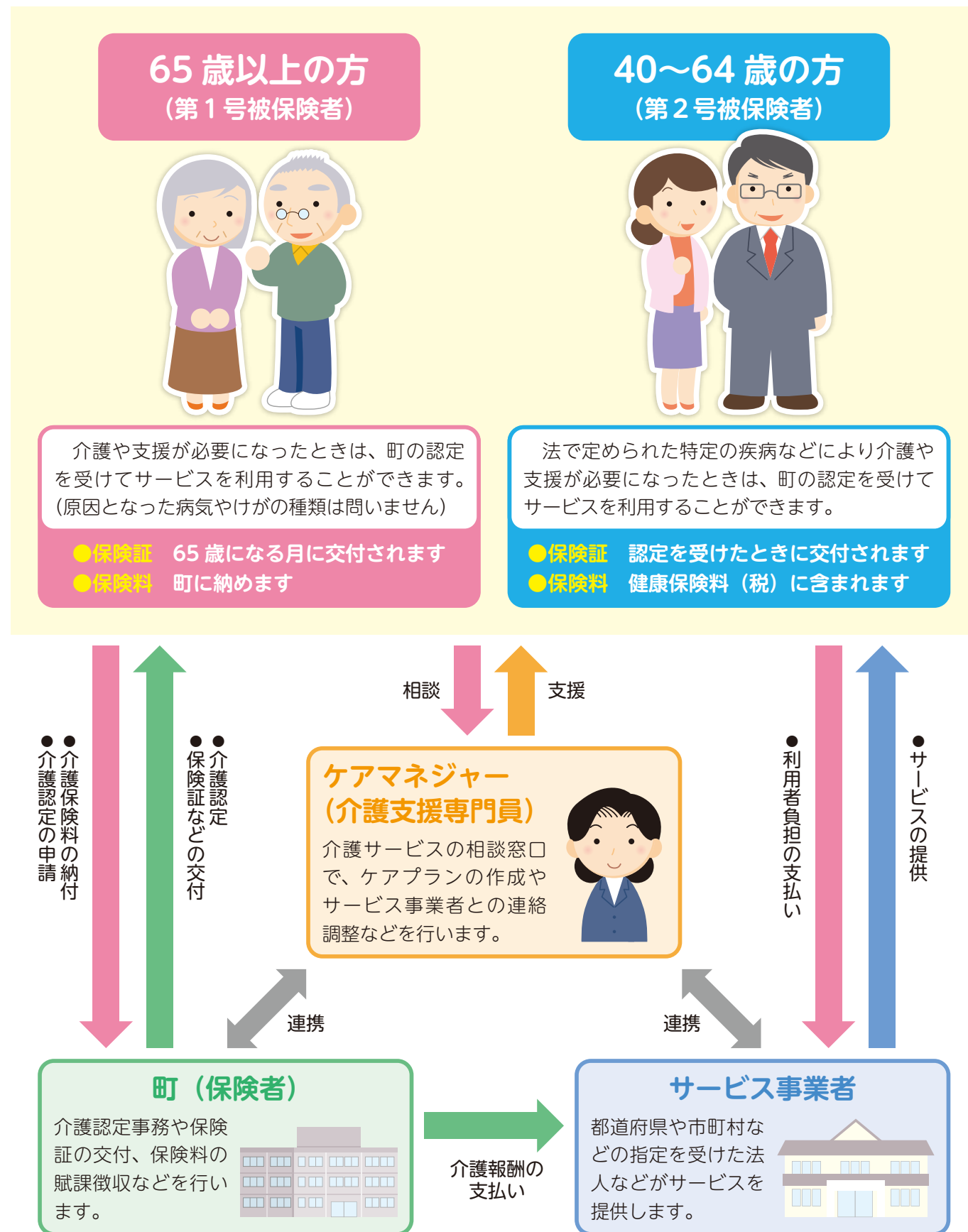
もくじ

介護保険のしくみ	2
介護保険料	3
サービス利用の手順	4

サービス利用までの流れ	6
利用できる在宅サービス	8
サービスの利用者負担	11
65歳以上の方の介護保険料	12

介護保険のしくみ

介護保険は、町が保険者となって運営しています。40 歳以上の皆さまが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには費用の一部を支払うことで介護サービスを利用できるしくみです。



介護保険料

保険料の納め方

65 歳以上の人の保険料

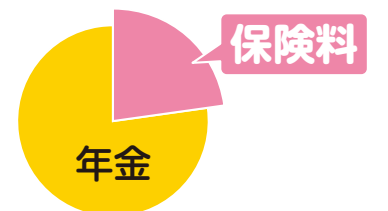
年金額によって 2 種類に分かれています。

年金の年額が **18 万円以上**の人
(月額 15,000 円以上)

特別徴収

年金から差し引き

年金の定期払い（年 6 回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

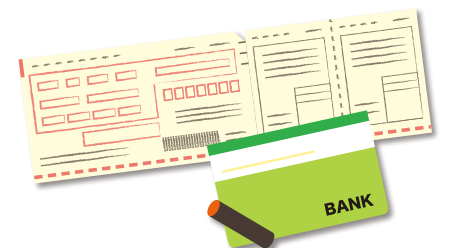


年金の年額が **18 万円未満**の人
(月額 15,000 円未満)

普通徴収

納付書 または 口座振替

標津町から送付された納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて納めます。



※上記の年金は、老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金を指します。
※年度途中に町外から転入された方や 65 歳になられた方は、一定期間、普通徴収で納めていただいた後、年金からの引き去りが始まります。

40 ～ 64 歳の人保険料

加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料とあわせて納めます。

要介護認定の流れ

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受けます。

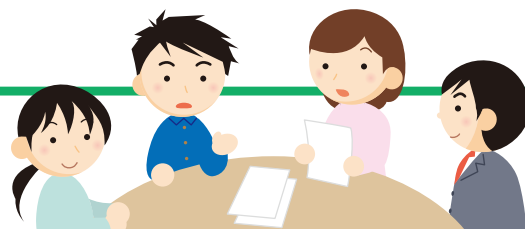
① 相談・申請



申請の窓口は標津町の介護保険担当です。
申請は本人のほか家族でもできます。
次のところでも申請の依頼ができます。

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

② 要介護認定



申請をすると訪問調査を行うほか、主治医からの意見書を入手し、それらの2つの資料を基に「介護認定審査会」が開かれ、介護度が判定されます。

- 訪問調査…地域包括支援センター職員がご自宅を訪問し、心身の状態や日ごろの生活状況などについて調査を行います。
- 主治医の意見書…町からの依頼により主治医が意見書を作成します。
- 介護認定審査会…訪問調査の結果と主治医の意見書を基に医師や保健福祉の関係者で構成される「介護認定審査会」が介護の必要性やその程度などについて審査します。(1月に2回開催)

③ 結果の通知

結果の通知は申請から
原則 30 日以内に届きます。

認定

要介護度

要介護 5
要介護 4
要介護 3
要介護 2
要介護 1

要支援 2
要支援 1

重
介護が必要な度合い
軽

「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。
介護や支援が必要ない方は「非該当」とされます。

非該当



65 歳以上の方（第1号被保険者）

原因を問わず介護が必要と認定された場合、介護サービスを利用できます。



40～64 歳の方（第2号被保険者）

特定疾病が原因となって介護が必要と認められた人のみ利用することができます。16 個の特定疾病以外の原因によって介護が必要になっても、介護保険の対象になりません。

サービス利用までの流れ

住み慣れた地域でできる限り自分らしく自立した生活を送れるよう、ケアプランに基づいてサービスを利用します。どのようなサービスを利用するかは、利用者本人が選ぶことが原則です。

要介護1から要介護5の認定を受けた方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい



居宅介護支援事業者を選ぶ

- ケアプランの作成などを行う「ケアマネジャー」が所属する事業者を選びます。
- 居宅介護支援事業所を選ぶ際は、町の介護保険担当や地域包括支援センターが相談に乗ります。
- 利用者本人と事業者の間で、契約を結びます。

ケアプランを作成する

- 担当のケアマネジャーと一緒に、介護サービスを利用するための「ケアプラン」を作成します。
- ケアプラン作成のため「サービス担当者会議」が開かれます。

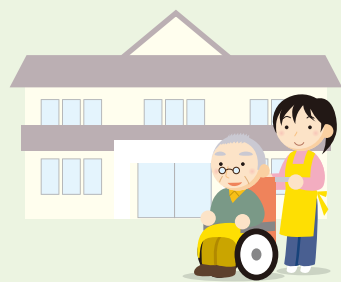


サービスを利用する

- 自宅を訪問して生活を支援する「訪問介護」
- 看護師が自宅を訪問する「訪問看護」
- デイサービスセンターに通う「通所介護」
- 短期間施設に泊まる「短期入所生活介護」
- 福祉用具のレンタル・購入、住宅改修
- 訪問、通い、泊まりを組み合わせた「小規模多機能型居宅介護」

……など

施設などに入所（入居）したい



施設などを選び、申し込む

- 入所（入居）したい施設などを選び、直接申し込みます。
- 施設に空きがない場合など、すぐには入所（入居）できない場合があります。
- どんな施設があるのかなど分からない場合は、町の介護保険担当や地域包括支援センターへご相談ください。

入所（入居）決定・ケアプランの作成

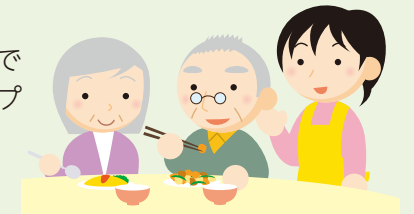
- 入所（入居）が決定すると、施設などからご本人またはご家族などへ連絡が行き、入所（入居）の契約手続きなどを行います。
- 実際に入所（入居）した後、入所（入居）した施設などに所属するケアマネジャーがケアプランを作成します。



サービスを利用する

- 生活上の世話などを行う「介護老人福祉施設」
- 介護やリハビリを行う「介護老人保健施設」
- 長期療養中心の「介護療養型医療施設」や「介護医療院」
- 認知症の方が共同で生活する「グループホーム」

……など



要支援1・2の認定を受けた方

まずは「地域包括支援センター」へご連絡ください



- 地域包括支援センター職員が、ご家族などと一緒に、生活上で困っていることや、必要なサービスなどについてお話を伺います。
- 自宅で暮らしながらサービスを利用する方は、地域包括支援センター職員がケアマネジャーを担当します（小規模多機能型居宅介護を利用する方を除く）。
- 要支援2の方で認知症の診断を受けている方は、グループホームに入居することもできます。

ケアプランを作成する

- 担当のケアマネジャーと一緒に、介護サービスを利用するための「ケアプラン」を作成します。
- 居宅サービスを利用する方は、ケアプラン作成のため「サービス担当者会議」が開かれます。



サービスを利用する

- 自宅を訪問して生活支援を行う「訪問型サービス」
- 看護師が自宅を訪問する「介護予防訪問看護」
- デイサービスセンターに通う「通所型サービス」
- 短期間施設に泊まる「介護予防短期入所生活介護」
- 福祉用具のレンタル・購入、住宅改修
- 訪問、通い、泊まりを組み合わせた「介護予防小規模多機能型居宅介護」
- 認知症の方が共同で生活する「グループホーム」

……など

※町内の「サービス付き高齢者向け住宅『陽だまり』」と「高齢者対応型下宿『だんらん希望』」は、介護保険サービスの対象施設ではありません。（介護認定を受けていない方でも入居が可能です）

※「小規模多機能ホーム『陽だまり』」を利用される方は、介護度に関わらず、小規模多機能ホーム陽だまりに所属するケアマネジャーがケアプランの作成などを担当します。

『ケアマネジャー』って、どんな人？

ご本人の希望や心身の状態に合ったサービスが利用できるよう、ケアプラン（ご本人が自立した生活が送れるように考えて、介護サービスを組み合わせた計画書）の作成や施設選び、サービス事業所との調整などを行います。

介護に関する幅広い知識を備えた専門家で、正式には「介護支援専門員」といいます。

利用できる在宅サービス

サービスを利用したときには、サービス費用のめやすの**1割、2割、3割**を利用者が負担します。利用者の負担については、P11をご覧ください。

令和6年4月から

介護報酬が改定されたため、サービス費用のめやすが変わりました。
ただし、介護予防サービスを含む訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅医療管理指導、通所リハビリテーションについては、6月に介護報酬が改定されます。

訪問を受けて利用する

要介護

訪問介護（ホームヘルプ）

要支援

訪問型サービス

介護予防・生活支援サービス事業

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。



サービス費用のめやす

要介護1～5

【身体介護中心・20分以上30分未満の場合】2,440円

【生活援助中心・20分以上45分未満の場合】1,790円

【通院時の乗車・降車等介助・1回につき】970円

要支援の人が利用する訪問型サービスは、介護予防・生活支援サービス事業からの提供になります。

要介護

訪問リハビリテーション

要支援

介護予防

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。



サービス費用のめやす

要介護1～5

【1回につき・20分間の場合】3,080円（3,070円）

要支援1・2

【1回につき・20分間の場合】2,980円（3,070円）

※（ ）内は令和6年5月までの金額です

要介護

訪問看護

要支援

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。



サービス費用のめやす

要介護1～5

【訪問看護ステーションから・30分未満の場合】4,710円（4,700円）

【病院または診療所から・30分未満の場合】3,990円（3,980円）

要支援1・2

【訪問看護ステーションから・30分未満の場合】4,510円（4,500円）

【病院または診療所から・30分未満の場合】3,820円（3,810円）

※（ ）内は令和6年5月までの金額です

通所して利用する

要介護

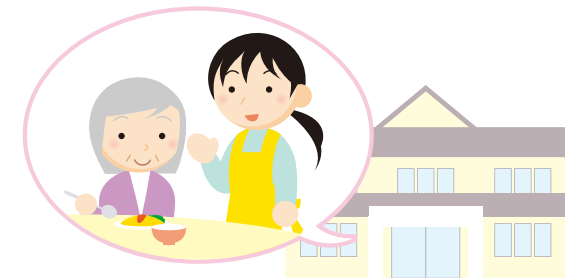
通所介護（デイサービス）

要支援

通所型サービス

介護予防・生活支援サービス事業

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



サービス費用のめやす

要介護1～5

【通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合】

6,580円～11,480円 ※送迎を含む。

要支援の人が利用する訪問型サービスは、介護予防・生活支援サービス事業からの提供になります。

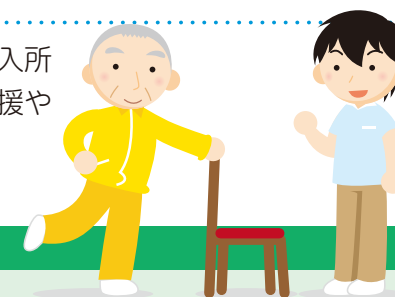
要介護

短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



サービス費用のめやす

要介護1～5

【併設型・多床室の場合・1日につき】6,030円～8,840円

要支援1・2

【併設型・多床室の場合・1日につき】4,510円・5,610円

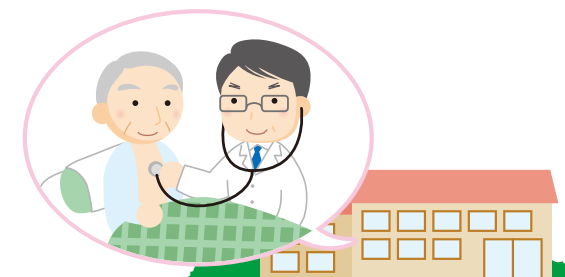
要介護

短期入所療養介護（ショートステイ）

要支援

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所している人に、日常生活上の支援やリハビリテーションなどを行います。



サービス費用のめやす

要介護1～5

【多床室の場合・1日につき】8,300円～10,520円

要支援1・2

【多床室の場合・1日につき】6,130円・7,740円

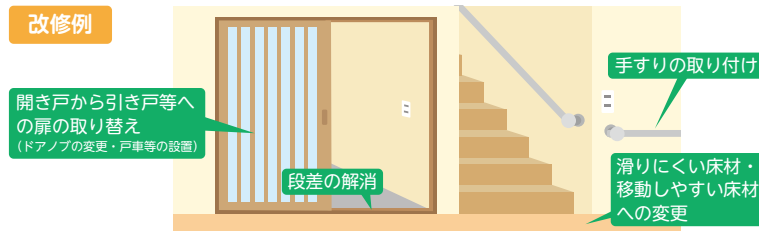
居宅での暮らしを支える

要介護 住宅改修費支給

要支援 介護予防住宅改修費支給

事前に町へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

工事前に町へ申請が必要です



●サービス費用について

20 万円を上限に費用の一部が介護保険から支給され、利用者は負担割合分を支払います。

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を貸与します。

- 要介護**
- 車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台
 - 特殊寝台付属品 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器
 - 手すり（工事をとみなさないもの）
 - スロープ（工事をとみなさないもの）
 - 歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器
 - 移動用リフト（つり具の部分を除く）
 - 自動排泄処理装置（原則として要介護 4・5 の人のみ）

- 要支援**
- 手すり（工事をとみなさないもの）
 - スロープ（工事をとみなさないもの）
 - 歩行器 ●歩行補助つえ



要支援 1・2 および要介護 1 の人には、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）は原則として保険給付の対象となりません。

●サービス費用について

用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P11）が適用されます。

令和 6 年 4 月から 次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することができます。

- 固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際に、購入費が支給されます。

町へ申請が必要です

●サービス費用について

同年度で 10 万円を上限に費用の一部が介護保険から支給され、利用者は負担割合分を支払います。

令和 6 年 4 月から 福祉用具貸与の対象用具のうち次の福祉用具は購入することができます。

- 固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

要介護 特定福祉用具販売

要支援 特定介護予防福祉用具販売



サービスの利用者負担

利用者負担の割合

介護保険のサービスを利用した場合は、原則としてかかった費用の 1 割から 3 割を事業者に支払います。

自己負担割合	対象となる人
3 割	■以下の①②の両方に該当する方 ①本人の合計所得金額が 220 万円以上 ②同じ世帯にいる 65 歳以上の方の「年金収入額＋その他の合計所得金額」が、単身世帯で 340 万円以上、2 人以上世帯で 463 万円以上
2 割	■3 割負担の対象とならない方で、以下の①②の両方に該当する方 ①本人の合計所得金額が 160 万円以上 ②同じ世帯にいる 65 歳以上の方の「年金収入額＋その他の合計所得金額」が、単身世帯で 280 万円以上、2 人以上世帯で 346 万円以上
1 割	■上記に該当しない方

介護保険負担割合証

介護認定を受けた方には、1 割から 3 割までの自己負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。

サービスを利用するときは、介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

負担割合が記載されています

支給限度額

在宅(居宅)サービスを利用する場合は、介護度ごとに 1 カ月に利用できる金額に上限(限度額)が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は、全額自己負担になります。

介護度	限度額
要支援 1	50,320 円
要支援 2	105,310 円
要介護 1	167,650 円
要介護 2	197,050 円
要介護 3	270,480 円
要介護 4	309,380 円
要介護 5	362,170 円

(例)「要介護 1」で「1 割負担」の方が、20 万円分のサービスを利用した場合(限度額 167,650 円)

- ・保険給付額(9 割) 167,650 円×9 割= 150,885 円
- ・自己負担額(1 割) 167,650 円×1 割= 16,765 円(A)
- ・限度額超過額 200,000 円- 167,650 円
= 32,350 円(B)

◎自己負担額合計 (A) + (B) = 49,115 円

65 歳以上の方の介護保険料

65 歳以上の方の介護保険料は、市町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と 65 歳以上の人数などに応じて保険料の基準額が決められ、その基準額は市町村ごとに異なります。

基準額の決まり方

町で必要な
介護サービスの総費用



65 歳以上の方の
負担割合 23%



町の 1 号被保険者数



令和 6 年度から 3 年間の標津町の介護保険料基準額 **66,000 円（年額）**

この基準額を中心として、所得に応じた負担となるよう、13 段階の保険料に分かれます。

保険料段階	対象者の要件	基準額に 対する割合	介護保険料 (年額)
第 1 段階	●生活保護受給者の方。 ●世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給の方。 ●世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等が80万円以下の方。	0.285 (0.455)	18,800円 (30,000円)
第 2 段階	●世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等が80万円を超え120万円以下の方。	0.485 (0.685)	32,000円 (45,200円)
第 3 段階	●世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等が120万円を超える方。	0.685 (0.690)	45,200円 (45,500円)
第 4 段階	●本人は町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されておりかつ、本人の年金収入等が80万円以下の方。	0.830	54,700円
第 5 段階 (基準段階)	●本人は町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されておりかつ、本人の年金収入等が80万円を超える方。	1.000	66,000円
第 6 段階	●本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が120万円未満の方。	1.200	79,200円
第 7 段階	●本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方。	1.300	85,800円
第 8 段階	●本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方。	1.500	99,000円
第 9 段階	●本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方。	1.700	112,200円
第 10 段階	●本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方。	1.900	125,400円
第 11 段階	●本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方。	2.100	138,600円
第 12 段階	●本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方。	2.300	151,800円
第 13 段階	●本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が720万円以上の方。	2.400	158,400円

※カッコ内は、公費による保険料負担軽減前の値

介護保険に関する
お問い合わせは

標津町保健福祉センター「ひまわり」介護保険担当
標津町地域包括支援センター（ひまわり内）

TEL 0153-82-1515
TEL 0153-82-1588